

【表紙】

【発行登録番号】	25 関東80
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 6月27日
【会社名】	三井化学株式会社
【英訳名】	Mitsui Chemicals, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 稔一
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号
【電話番号】	03(6253)2225
【事務連絡者氏名】	総務部部長補佐 小林 豊
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号
【電話番号】	03(6253)2225
【事務連絡者氏名】	総務部部長補佐 小林 豊
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（平成25年7月5日）から2年を経過する日（平成27年7月4日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円（注）1 1,500,000,000円（注）2 （注）1 新株予約権証券の払込金額の総額です。 2 新株予約権証券の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額を記載しています。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	未定（注）1
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	未定
申込単位	1個
申込期間	未定
申込証拠金	不要
申込取扱場所	未定
割当日	未定（注）2
払込期日	該当事項はありません。（注）3
払込取扱場所	該当事項はありません。

（注）1 株主に割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てます。

2 新株予約権の無償割当ての効力発生日は、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

3 無償にて発行するため、払込期日はありません。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	三井化学株式会社 普通株式 単元株式数は、1,000株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準株式であります。
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権の目的となる株式の総数は未定です。 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、1株とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行いません。 調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率 2 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用します。 3 上記1に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式数(ただし、当社の有する当社株式の数を除きます。)の変更又は変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとし、
新株予約権の行使時の払込金額	1 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額(下記2に定義されます。)に対象株式数を乗じた価額とします。 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額(以下「行使価額」といいます。)は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間(終値のない日を除きます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含みます。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとし、
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	未定
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 株式の発行価格は未定であります。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。
新株予約権の行使期間	新株予約権の無償割当ての効力発生日又は新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」2の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とします。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	未定

新株予約権の行使の条件	<p>()特定大量保有者、()特定大量保有者の共同保有者、()特定大量買付者、()特定大量買付者の特別関係者、若しくは()上記()乃至()に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、()上記()乃至()記載の者の関連者(以下、()乃至()に該当する者を総称して「特定買付者等」といいます。)は、原則として新株予約権を行使することができません。また、外国の法令適用上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)</p> <p>なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義されます。</p> <p>「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じ。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義されます。)が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。</p> <p>「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。</p> <p>「特定大量買付者」とは、公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本 において同じ。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本 において同じ。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義されます。以下同じ。)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたものその他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。</p> <p>「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。</p> <p>ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。</p>
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができます。</p> <p>2 当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する新株予約権のうち、当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる新株予約権の取得を複数回行うことができます。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	合併(合併により当社が消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付及びその条件については、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定します。

(注) その他、次のとおりとします。

1 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

2 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、本発行登録書提出日(平成25年6月27日)現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

新株予約権は、無償で発行されるものであり、新株予約権の発行自体による手取金は発生しません。新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使による払込みの手取金の額は未定であります。

(2) 【手取金の使途】

未定

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

当社は、平成25年5月10日開催の当社取締役会及び平成25年6月25日開催の当社第16期定時株主総会の各決議に基づき、平成22年6月24日に更新した「当社株券等の大量買付行為に関する対応策」（買収防衛策）（以下、更新した買収防衛策を「旧プラン」といいます。）の内容を一部改定した上で更新いたしました（以下「本更新」といい、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。

1．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社株主について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、これに応じるべきか否かの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが見られます。こうした大量買付の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

2．基本方針の実現に資する取組み

当社は、平成9年10月の発足以来、「地球環境との調和の中で、材料・物質の革新と創出を通して、高品質の製品とサービスをお客様に提供し、もって広く社会に貢献する」ことを企業理念として掲げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

かかる当社の企業価値の源泉は次の点にあります。

(a) 新技術、新製品を生み出す研究開発力

当社は、長年に亘り培ってきた優れた触媒技術、ポリマー技術、有機合成技術、加工技術、プロセス技術を有しています。このような技術を基に、お客様のニーズを適切に反映しつつ、自動車、電子・情報、生活・環境・エネルギー、包装など幅広い分野で高品質な製品とサービスを生み出し、お客様に提供してきた結果、国内及び世界の市場において、高いシェアを持つ製品を数多く有しています。また、中長期的視点に立った研究開発を継続することにより、太陽光発電、電子・情報フィルム、エコ自動車、次世代機能化学製品、バイオマス化学品などの分野で新技術、新製品を開発し、将来のコア事業を創出しつつあります。このような優れた研究開発力が、当社の将来の収益拡大の礎となっています。

(b) グローバルな生産、販売体制とマーケティング力

当社は、世界14ヶ国に事業拠点を有し、グローバルに生産、販売を拡大しており、平成24年度における海外売上高比率は43%に達しています。また、近年では、インド、ブラジルといった新興国にも拠点を設けて事業拡大を図っており、当社の海外売上高は、今後ますます高まる見込みです。当社製品の需要がアジアを中心にグローバルに拡大する中で、その需要を確実に取り込み収益に繋げるためにも、当社のグローバルな生産、販売体制とマーケティング力が必要不可欠な要素となっています。

(c) 社外ステークホルダーとの信頼関係

当社は、長年に亘って事業を継続してきた結果、株主の皆様、お客様、原材料等のお取引先の皆様、官公庁の皆様、事業拠点の近隣居住の皆様、合併パートナーの皆様など、多くの社外ステークホルダーと深い信頼関係を構築してきました。当社が今後も事業を拡大していくためには、このようなステークホルダーの皆様との信頼関係を維持、発展させていくことが何よりも重要と考えています。

(d) 高度な専門性とチャレンジ精神を有する多様な人材

当社が高機能・高品質な製品の開発や新事業の創出を推し進め、グローバルに事業を拡大していくためには、高度な専門性とチャレンジ精神を有する有能な人材が不可欠です。当社は、従業員との間で長年に亘り醸成された深い信頼関係の下、グローバルな事業展開も考慮しながら、外国籍の社員も含め、有能な人材の確保・育成に努めてきました。今後、当社が収益を拡大するためには、事業ポートフォリオの入れ替えやグローバル展開が必要不可欠であり、このような人材の確保・育成がますます重要となっています。

当社は、このような企業価値の源泉を基に、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるため、発足10周年を迎えた平成19年に、次の10～15年の更なる成長を目指した三井化学グループの経営の基本骨格、すなわち「グランドデザイン」を策定しました（その後、一部見直しを実施）。この中で、「目指すべき企業グループ像」を「絶えず革新による成長を追求し、グローバルに存在感のある化学企業グループ」としております。さらに、8～10年で実現を目指す長期経営目標を「収益目標（経済軸）」、「環境目標（環境軸）」、「社会目標（社会軸）」についてそれぞれ定め、経済・環境・社会の3軸のバランスのとれた経営を実現し、企業価値の持続的向上を図ることとしました。収益目標では、営業利益1,500億円以上、ROA（総資産営業利益率）で10%以上を目指しています。環境目標では、GHG（温室効果ガス）原単位指数の引下げと産業廃棄物ミニマム化、非化石原料活用技術の開発に取り組んでいます。また、社会目標では、世界最高の労働安全水準の達成を目指しています。

平成25年度を最終年度とする平成23年度中期経営計画においては、これらの目標を早期に実現するため、三井化学グループが目指すべき将来像を踏まえて、“成長性”と“持続性”を実現する事業ポートフォリオの構築を目指し、「景気変動を受け難い事業の拡大」、「競争優位事業のグローバル拡大」、「将来のコア事業創出」及び「国内勝ち残り」を基本戦略として具体的施策を策定し、実行してまいりました。この2年間で、農業化学品分野での海外拠点の設置、アジアにおけるメタロセン触媒系高機能ポリエチレンと高機能包装用フィルムの製造・販売会社の設立、ポリプロピレンコンパウンド事業におけるM&Aや世界各拠点での生産能力増強、眼鏡レンズ材料事業でのM&Aの実施、歯科材料事業での大型M&Aの決定、ソーラーウインド共同事業の着工など具体的な施策を着実に推進してきています。国内勝ち残りにつきましても、ポリウレタン原料及び汎用ポリオレフィン製造設備の一部停止といった施策を実行してまいりました。こうした中、戦略の実行をさらに加速していくため、エラストマーやポリプロピレンコンパウンドなどの「高付加価値ポリマー群」、ヘルスケアなどの「高機能製品群」及び「フェノール・チェーン」といったトップシェアを有する3領域に経営資源をより集中させて、戦略的M&Aを含めた事業強化を図っております。

当社は、こうした各種施策を推進し、企業価値の源泉をより強固なものとして拡大させるとともに、事業の創出と拡大により、企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めております。

さらに、当社は、企業としての社会的責任を全うし、広く社会からの信頼を確保していくことが、企業価値の持続的向上のためには必要不可欠と考えております。中でも、コーポレートガバナンスの充実是最も重要な課題と認識しており、社外取締役の選任（社外取締役2名すべてを独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。）、監査役機能の重視、内部統制システムの構築・推進、リスク・コンプライアンス委員会活動の強化などの諸施策を推進しております。また、株主の皆様、お客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を一層高めるため、環境・安全・品質の確保、社会貢献活動、法令・ルール遵守の徹底等のCSR活動の更なる充実・強化に努めております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 本プランの目的

上記のとおり、当社は、長年に亘り築き上げてきた企業価値の源泉を有効に活用しつつ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための施策に取り組んでおります。

しかしながら、前述の通り、近時においては、当社株式に対する不適切な大量買付により、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性が生じ得る状況となっております。とりわけ、化学工業界における厳しい競争の中、当社が今後も持続的に企業価値を確保・向上させていくためには、当社の革新的な企業風土を背景とした事業ポートフォリオの変革、中長期的視点に立った研究開発その他適正な経営資源の配分、環境・安全・品質の確保等を通じたステークホルダーとの信頼関係の維持等といった取組みを積極的に実行していくことが必要です。当社株式の買付を行う者によりこれらが着実に実行されるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、かかる大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑制するための枠組みが必要不可欠であるとの判断のもと旧プランのとおり更新したものでありますが、これらの事情は現在においても変化はないものと考えております。

以上の理由により、当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、平成25年6月25日開催の当社定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件に、本更新を行うことを決定し、同株主総会で承認可決されました。なお、現在、当社が具体的に第三者から大量買付の提案を受けている事実はありません。

(2) 本プランの概要

(a) 本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社株式に対する買付等(下記(3)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じ。)が行われる場合に、買付者又は買付提案者(以下、併せて「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様にご承認いただいた計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています(下記(3)「本プランの発動に係る手続」をご参照下さい。)

(b) 新株予約権の無償割当てと独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合(その詳細については下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。)には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(その詳細は下記(5)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以降に規定されます。)により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規則に従い、()当社社外取締役、()当社社外監査役又は()社外の有識者(実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等)で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます。)の判断を経るとともに、一定の場合には株主の皆様のご意思確認を行い、また、株主の皆様にご適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

(c) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(3) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランにおいては、本新株予約権は、次の 又は に該当する買付若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案¹ (当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。) がなされたときに、本プランに定められる手続に従い無償割当てがなされることとなります。

当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が20%以上となる買付けその他の取得

当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶を行う者の株券等所有割合⁷及びその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付者等は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会において本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議が行われるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、次の各号に定める、買付等の内容の検討に必要な情報(以下「本必要情報」といいます。)及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」と総称します。)を、当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

買付者等及びそのグループ(共同保有者⁹、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。)

買付等の目的、方法及び内容(買付等の対価の種類・価額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。)

買付等の価額及びその算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。)

買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
買付等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

買付等の後における当社グループの株主(買付者等を除く。)、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針

1 「提案」とは、第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。

2 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

3 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

4 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。

5 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

7 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

9 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

買付者等と当社の他の株主との間に利益相反を生じる可能性のある場合における当該利益相反を回避するための具体的方策

反社会的勢力との関係に関する情報

その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記(d)記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討、買付者等との交渉及び代替案の提示

当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報(もしあれば)が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付説明書及び本必要情報等の情報の内容と当社取締役会の事業計画等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内(当社が石油化学基礎原料、工業薬品、合成繊維原料、自動車・産業材、電子・情報材、農薬、眼鏡レンズ材料、歯科材料等、極めて広範な事業を展開していること、そのために関係する取引先が幅広い業界に及ぶこと、及び世界14ヶ国に113の連結対象会社があり、当社グループの事業規模が大きいこと等に鑑み、原則として60日以内とします。)に買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。)、その根拠資料及び代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提示するよう要求することがあります。

独立委員会による検討作業

買付者等及び(当社取締役会に対して上記のとおり情報、資料等の提示を要求した場合には)当社取締役会から情報、資料等(追加的に要求したのものも含まれます。)の提供が充分になされた独立委員会が認めた場合、独立委員会は、適切な検討期間(上記記載の当社の特性に鑑み、原則として60日以内とします。ただし、下記(d)に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」といいます。)を設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報、資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、自ら又は当社取締役会等を通じて当該買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主の皆様に対する当社の代替案の提示を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間内において、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

(d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。

独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が上記(b)又は(c)に規定する手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、次のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日まで本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日まで本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

() 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

() 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない場合

独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないと判断した場合、又は当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記(c)に規定する意見又は独立委員会が要求する情報、資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる範囲内(原則として30日以内とします。)で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとします。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等(本新株予約権の無償割当ての中止及び本新株予約権の無償取得を含みます。)に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。ただし、下記(f)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従うものとします。

(f) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、上記(e)にかかわらず、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、()上記(d)に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は()株主総会の開催に要する時間等を勘案したうえ、取締役会が善管注意義務に照らし、株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(g) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況(買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。)、独立委員会の勧告等の概要、当社取締役会又は株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(4) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が次のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合、上記(3)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(3)「本プランの発動に係る手続」(d)のとおり、次の要件に該当するかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることになります。

- (a) 上記(3)「本プランの発動に係る手続」(b)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (b) 次に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - 株券等を買占め、その株券等につき当社及びその関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
 - 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (c) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (d) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- (e) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要な情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合
- (f) 買付等の条件(対価の種類・価額、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買付等である場合
- (g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先、顧客等との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(5) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、次のとおりです。

- (a) 本新株予約権の数
 - 当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める割当期日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)に相当する数とします。
- (b) 割当対象株主
 - 割当期日における当社の最終の株主名簿に記載された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。
- (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
 - 本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
- (d) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、別途調整がない限り1株とします。
- (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日又は本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記(i)項に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

()特定大量保有者¹⁰、()特定大量保有者の共同保有者、()特定大量買付者¹¹、()特定大量買付者の特別関係者、若しくは()上記()乃至()に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、()上記()乃至()記載の者の関連者¹²(以下、()乃至()に該当する者を「特定買付者等」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

(j) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(6) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から平成28年3月期(2015年度)の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとします。本プランに基づいて本新株予約権の無償割当てを行う場合には、この期間内に本新株予約権無償割当て決議を行うものとします。

10 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。

11 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。

12 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

(7) 本プランの廃止及び修正・変更等

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本更新の承認に係る株主総会決議の趣旨に反しない範囲で、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正・変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は修正・変更された場合には、当該廃止又は修正・変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、本プランにおいて引用する法令の規定は、平成25年5月10日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、本プランの条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

4. 本プランが基本方針に沿い、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて運用できるよう設計されております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記3.(1)「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入・更新されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本更新は、上記3.(1)「本プランの目的」にて記載したとおり、平成25年6月25日開催の当社第16期定時株主総会において承認可決されたことをもって更新したものです。また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様のご意思を確認することとされています。

さらに、上記3.(7)「本プランの廃止及び修正・変更等」にて記載したとおり、本プランの有効期限の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、()当社社外取締役、()当社社外監査役、又は()社外の有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます。

当社株券等に対して買付等がなされた場合には、上記3.(3)「本プランの発動に係る手続」にて記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします（ただし、株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従うものとします。）。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動等の運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3.(3)「本プランの発動に係る手続」(d)及び3.(4)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記3.(3)「本プランの発動に係る手続」(c)にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) 当社取締役の任期は1年とされていること

当社の取締役の任期は1年とされており、毎年の取締役の選任を通じて、本プランにつき、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

(8) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.(7)「本プランの廃止及び修正・変更等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

5. 株主の皆様への影響

(1) 本更新時に株主の皆様と与える影響

本更新時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当てにより株主の皆様と与える影響等

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様(以下「割当対象株主」といいます。)に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(3)「本プランの発動に係る手続」(d)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日まで本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日まで本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行う投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

ただし、当社は、下記(c)に記載するところから従って特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、特定買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、特定買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかると株主の皆様へに交付することがあります。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、当社株式の割当対象株主の皆様への口座への振替に必要な情報をご提供いただくほか、ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第16期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）平成25年6月25日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書を提出後、本発行登録書提出日（平成25年6月27日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における決議事項）の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月26日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録書提出日（平成25年6月27日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

三井化学株式会社 本店

（東京都港区東新橋一丁目5番2号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。